

國立世論調査所設置法

(目的及び設置)

第一條 世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的且公正に行うため、この法律により、総理府の附属機関として国立世論調査所（以下「調査所」といふ。）を設置する。
(職務及び権限)

第二條 調査所は、党派にとらわれない自主的機関であつて、前條の目的を達成するため、左に掲げる事項をつかさどる。

一 政府の施策に関し世論を科学的に調査すること。

二 世論の調査の結果を内閣及び関係行政機関に報告し、及びこれを一般に公表すること。

三 地方公共団体及びその他の者が行ふ世論の調査に対して必要な助言及び協力をする事。

四 世論及び世論の調査方法を研究し、並びにこれらに関する資料

を蒐集すること。

五 世論の調査の普及發達を図ること。

第三條 調査所及び調査所の職員は、前條に規定する事務を遂行するに当り、左に掲げる行為をしてはならない。

一 特定の政党政派を利用する目的で調査を実施すること。

二 調査の結果を特定の政党政派のために利用すること。

三 調査を思想の統制又は取締に利用すること。

四 調査によつて知り得た個人の秘密を漏らすこと。

五 調査のために行ふ質問に対して回答を強要すること。

第四條 調査所は、必要がある場合においては、世論の調査を他に委託し又は他から委託された世論の調査を行うことができる。

(世論調査審議会)

第五條 調査所に世論調査審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。
審議会は、左に掲げる事項をつかさどる。